

## 岐阜県立看護大学後援会会則

(名称)

第1条 本会は岐阜県立看護大学後援会と称し、岐阜県立看護大学内に置く。

(目的)

第2条 本会は、岐阜県立看護大学の運営に協力援助を行い、もって教育研究の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 会員は原則として在学生の保護者とし、都合により在学生本人が会員となることを妨げない。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置き、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第5条 役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は役員会において、理事の互選により定める。
- (2) 理事及び監事は総会において、会員の中から選出する。

(役員に任務)

第6条 役員に任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 理事は事業計画の立案、予算の編成等会務の運営にあたる。
- (4) 監事は会務及び会計を監査する。

(総会)

第7条 本会は毎年1回総会を開催する。ただし、特に必要があるときは臨時に総会を開くことができる。

2 総会は会長が召集し、その議長となる。

3 総会は次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任
- (2) 会則の改正
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) その他必要と認める事項

4 総会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、可否同数の場合は議長が決するものとする。

(役員会)

第8条 役員会は、会長、副会長、理事及び監事で構成する。

2 役員会は、会長が必要に応じ開催する。

(会費等)

第9条 本会の入会金及び会費は次のとおりとする。

- (1) 入会金 10,000円
- (2) 会費 48,000円(編入学した場合は24,000円)

2 入会金及び会費は入学時に納入する。

3 会長は、特別な事情により入会金及び会費を納入することが困難な者については、これを減免することができる。

4 納入した入会金及び会費は返還しない。

(事務局)

第10条 本会に事務局を置く。

2 事務局は学務課におき、事務局長は学務課長をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第12条 この会則の実施に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成13年4月5日から施行する。

附 則

この会則は平成17年4月7日から施行する。

附 則

この会則は平成22年4月1日から施行する。